

第 十 回

通 常 総 会 議 案

広島県内陸部振興対策協議会

総 会 日 程

日 時 昭和 51 年 3 月 23 日 (月 曜) 10 時 30 分

会 場 広島県議会 第 3 委員会室

- 総会次第
- 1 . 開 会 10 時 30 分
 - 2 . 会長挨拶
 - 3 . 来賓祝辞
 - 4 . 議 事
 - (1) 昭和 50 年度補正予算について
 - (2) 昭和 51 年度活動方針について
 - (3) 昭和 51 年度予算の決定について
 - (4) 会則の一部変更について
 - (5) そ の 他
 - 5 . 閉 会

昭和 5 0 年 度

歳入 歳出 補正 予算 (案)

昭和 5 0 年度歳入歳出補正予算 (案)

歳 入 の 部

(単位 : 円)

款	項	目	予 算 現 額			備 考
			当初予算額	補正予算額	予 算 額	
1.会 費			946,500	△ 13,500	933,000	
	1.会 費		946,500	△ 13,500	933,000	
		1.一般負担金	675,500	0	675,000	
		2.特別負担金	271,000	△ 13,500	257,500	
2.補助金			300,000	△ 30,000	270,000	
	1.補助金		300,000	△ 30,000	270,000	
		1.県 補 助 金	300,000	△ 30,000	270,000	
3.雑収入			2,000	0	2,000	
	1.雑収入		2,000	0	2,000	
		1.雑 収 入	2,000	0	2,000	
4.繰越金			12,572	0	12,572	
	1.繰越金		12,572	0	12,572	
		1.繰 越 金	12,572	0	12,572	
歳 入 合 計			1,261,072	△ 43,500	1,217,572	

歳 出 の 部

(単位：円)

款	項	目	予 算 現 額			備 考
			当初予算額	補正予算額	予 算 額	
1.事務局費			550,000	34,000	584,000	
	1.事務局費		550,000	34,000	584,000	
		1.報酬	360,000	0	360,000	
		2.賃金	50,000	0	50,000	
		3.旅費	50,000	3,000	53,000	
		4.印刷費	50,000	24,000	74,000	
		5.消耗品費	15,000	6,000	21,000	
		6.通信費	20,000	0	20,000	
		7.雑費	5,000	1,000	6,000	
2.会議費			161,000	17,000	178,000	
	1.総会費		114,000	50,000	164,000	
		1.食糧費	90,000	62,000	152,000	
		2.借上料	4,000	△ 3,000	1,000	
		3.諸費	20,000	△ 9,000	11,000	
	2.役員会費		47,000	△ 33,000	14,000	
		1.食糧費	40,000	△ 31,000	9,000	
		2.借上料	1,000	0	1,000	
		3.諸費	6,000	△ 2,000	4,000	
3.事業費			500,000	△ 54,500	445,500	
	1.調査企画費		115,000	△ 8,500	106,500	
		1.旅費	113,000	△ 15,000	98,000	
		2.広報費	2,000	0	2,000	
		3.通信費	0	6,500	6,500	
	2.促進対策費		385,000	△ 46,000	335,000	
		1.旅費	205,000	△ 80,000	125,000	
		2.食糧費	20,000	0	20,000	
		3.部活動費	30,000	57,000	87,000	
		4.諸費	130,000	△ 90,000	40,000	
5.印刷費		0	67,000	67,000		
4.予備費			50,072	△ 40,000	10,072	
	1.予備費		50,072	△ 40,000	10,072	
		1.予備費	50,072	△ 40,000	10,072	
歳 出 合 計			1,261,072	△ 43,500	1,217,572	

昭和51年度活動方針について（案）

会員の熱誠を結集する本協議会が発足以来10年の歩みを続けた今日、静かに顧みれば、天の時と人の和の偉力を発揮して、県行政施策に顕著な成果を挙げ得たことは言うまでもない。

たまたま内陸部全域を襲った47.7激甚災害の復旧を著しく阻害する幾多の要因を排除するため、特別委員会を設けるなど関係者一丸となって、国政をも動かし、以てこれが完遂を成し得た試練こそは、永遠に生きるものと確信する。

国の過疎地域対策もこの間に進められ、特に当地域財政面のよりどころとなったが、48年秋以降、経済激変の影響は極めて深刻にして、人口減少の歯止めも容易ならぬ現状である。

特に人口構成の質的内容は、主要農業地帯の恒久施策上誠に重要課題として現存する中で、当面する地方バス対策こそは地域市町村の最大緊急案件であることを痛感する。

よって本協議会は新たに特別委員会を設置し、これに取り組むとともに、後期過疎対策推進上の諸問題を指針として、全会員とぞって過去の試練を糧として勇躍前進を期するものである。

※参 考 資 料

1. 過疎地域の指定を受けている市町村……内陸部では38市町村
(準過疎地域4を含む)

2. 人 口 動 態

昭和35年
335,801人

昭和45年
273,373人

昭和50年
259,793人

3. 財 政 力 指 数

区 分	昭和44年度	昭和50年度	区 分	昭和44年度	昭和50年度
0.10以上～0.15未満	—	8団体	0.30以上～0.35未満	5団体	3団体
0.15〃～0.20〃	11団体	12団体	0.35〃～0.40〃	3団体	1団体
0.20〃～0.25〃	7団体	7団体	0.40〃	4団体	1団体
0.25〃～0.30〃	8団体	6団体			

昭和 5 1 年度

歳入歳出予算 (案)

昭和 5 1 年度歳入歳出予算 (案)

歳 入 の 部

(単位:円)

款	項	目	予 算 額	前年対比	備 考
1.会 費			933,000	△ 13,500	
	1.会 費		933,000	△ 13,500	
		1.一般負担金	663,000	△ 12,500	
		2.特別負担金	270,000	△ 1,000	
2.補助金			300,000	0	
	1.補助金		300,000	0	
		1.県補助金	300,000	0	
3.雑収入			2,000	0	
	1.雑収入		2,000	0	
		1.雑収入	2,000	0	
4.繰越金			1,000	△ 11,572	
	1.繰越金		1,000	△ 11,572	
		1.繰越金	1,000	△ 11,572	
歳 入 合 計			1,236,000	△ 25,072	

歳 出 の 部

(単位:円)

款	項	目	予 算 額	前年対比	備 考
1.事務局費			565,000	15,000	
	1.事務局 費		565,000	15,000	
		1.報 酬	360,000	0	
		2.賃 金	50,000	0	
		3.旅 費	50,000	0	
		4.印 刷 費	55,000	5,000	
		5.消 耗 品 費	15,000	0	
		6.通 信 費	30,000	10,000	
		7.雑 費	5,000	0	
2.会 議 費			176,000	15,000	
	1.総 会 費		129,000	15,000	
		1.食 糧 費	105,000	15,000	
		2.借 上 料	4,000	0	
		3.諸 費	20,000	0	
	2.役員会 費		47,000	0	
		1.食 糧 費	40,000	0	
		2.借 上 料	1,000	0	
		3.諸 費	6,000	0	
3.事 業 費			485,000	△ 15,000	
	1.調査企画費		105,000	△ 10,000	
		1.旅 費	98,000	△ 15,000	
		2.広 報 費	2,000	0	
		3.通 信 費	5,000	5,000	
	2.促進対策費		380,000	△ 5,000	
		1.旅 費	150,000	△ 55,000	
		2.印 刷 費	70,000	70,000	
		3.食 糧 費	20,000	0	
		4.部 活 動 費	90,000	60,000	
		5.諸 費	50,000	△ 80,000	
4.予 備 費			10,000	△ 40,072	
	1.予 備 費		10,000	△ 40,072	
		1.予 備 . 費	10,000	△ 40,072	
歳 出 合 計			1,236,000	△ 25,072	

会則の一部変更について

第13条を次のように改める。

第13条 本会の会費は、5月末日までに納付するものとする。

第15条を第16条とし、第14条の次に、次の1条を加える。

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

附 則

この会則は、昭和51年4月1日から施行する。

参 考 資 料

広島県内陸部振興対策協議会会員名簿

県議会議員

庄原市	西田修一	世羅郡	榊行光男
三次市	原田一豊	神石甲奴郡	熊原正史
山県郡	藤田一凱	双三郡	比婆郡
高田郡	岩崎讓亮		
賀茂郡	中島喜三		

市町村長・議長

三次市長	平川昌三	同議長	杉田実人
庄原市長	中川繁尚	"	黒長正

山県郡

加計町長	源田松三	同議長	湯梅浅福三
筒賀村長	森武樹士	"	道菅十三
戸河内町長	丸山孝弥	"	宮本森三
芸北町長	大脇本大	"	加計平男
大朝町長	井上一	"	津田秀記
千代田町長	今田清	"	泉洋吉
豊平町長			

高田郡

吉田町長	佐々木末雄	同議長	佐々木敏夫
八千代町長	浅枝忠臣	"	堂庭玉早
美土里町長	三雲義彦	"	山尾早松
高宮町長	香川静樹	"	梶原夫
甲田町長	井上日丸	"	井恵茂

賀茂郡

豊栄町長	重森寛行	同議長	松田幸一
福富町長	河野俊則	"	久保正男
大和町長	加賀美正孝	"	田原久夫
河内町長	天野寛	"	冲原敏勝

世羅郡	甲山町長	古川卓己	同	議長	長	稻住三男
	世羅町長	坂口昇	同	議長	長	小池喜六
	世羅西町長	吉美一登	同	議長	長	伊藤薫
神石郡	神石町長	伊藤治郎	同	議長	長	豊田忠士
	油木町長	藤田巽	同	議長	長	西尾博史
	豊松町長	小坂英夫	同	議長	長	井上昇
甲奴郡	三和町長	小野良太郎	同	議長	長	瀬尾作太郎
	上下町長	山岡淳朗	同	議長	長	田辺文三
	総領町長	田辺武史	同	議長	長	山中茂
	甲奴町長	近藤義夫	同	議長	長	若木義和
双三郡	君田村長	小川一二三	同	議長	長	森岡守人
	布野村長	藤原一之	同	議長	長	藤原益義
	作木村長	三上武雄	同	議長	長	藤岡参市
	吉舎町長	谷藤孝雄	同	議長	長	前原篤来
	三良坂町長	鷺尾利三	同	議長	長	岡本俊夫
	三和町長	富野井利明	同	議長	長	山本静人
比婆郡	西城町長	前田治郎	同	議長	長	渡辺定
	東城町長	藤尾七郎	同	議長	長	坪田茂人
	口和町長	梁井博視	同	議長	長	藤山力
	高野町長	奥田治右衛門	同	議長	長	藤元司郎
	比和町長	橋本新一	同	議長	長	井沢森己
	以上	87名				
	構成	2市37町村				

広島県内陸部振興対策協議会役員名簿

会 副	長	県 会 議 長		西 田 修 一	
	会 長	三 次 市 長		平 川 昌 三	
幹 幹	〃	世 良 西 町 長		吉 実 一 登	
	〃	戸 河 内 町 議 長		道 菅 十 三 紀	
幹 幹	事 長	県 会 議 員		中 島 喜 三	
	事 議				
三 次 市 庄 原 市 山 県 郡	三 次 市 庄 原 市 山 県 郡	三 次 市 原 田 豊		比 婆 郡 木 山 德 郎	
		双 三 郡 平 岡 博		神 石 ・ 甲 奴 郡 熊 原 正 史	
高 田 郡	高 田 郡	世 羅 郡 栴 岩 杉 田 光 男		山 原 田 一 凱	
		高 田 議 長 中 大 泉		議 長 黒 井 長 上 正 人	
賀 茂 郡	賀 茂 郡	芸 北 町 長 三 雲 義 松 夫		千 代 田 町 長 井 上 日 丸	
		美 土 里 町 長 梶 重 原 森 寛 行 夫		甲 田 町 長 天 野 寛	
世 羅 郡	世 羅 郡	高 宮 町 長 重 田 口 良 太 郎		河 内 町 長 稻 住 三 男	
		豊 栄 町 長 坂 小 野 博 史		甲 山 町 議 長 稲 小 坂 秀 夫	
甲 奴 郡	甲 奴 郡	油 木 町 長 西 尾 藤 中 武 雄 人		豊 松 村 長 田 辺 文 三	
		甲 奴 町 長 近 山 上 本 静 人		上 下 町 議 長 藤 原 一 之	
双 三 郡	双 三 郡	総 領 町 長 三 岡 本 治 右 衛 門		布 野 村 長 藤 尾 七 郎	
		作 木 村 長 岡 本 治 右 衛 門		東 城 町 長 藤 尾 七 郎	
比 婆 郡	比 婆 郡	三 良 坂 町 議 長 奥 田 治 右 衛 門			
		高 野 町 長 藤 山 力			
監	事	口 和 町 議 長 佐 々 木 敏 夫			
		吉 田 町 議 長 河 野 俊 則			
高 田 郡	高 田 郡	福 富 町 長 富 野 井 利 明			
		賀 茂 郡			
双 三 郡	双 三 郡	三 和 町 長			

広島県内陸部振興対策協議会専門部会員名簿

総務部会 (11名)	◎大 東 芸 北 町 長 ○坂 口 世 羅 町 長 ○杉 田 三 次 市 議 長 藤 田 県 会 議 員 原 田 県 会 議 員 天 野 河 内 町 長	近 藤 甲 奴 町 長 藤 尾 東 城 町 長 三 上 作 木 村 長 西 尾 油 木 町 議 長 梶 原 高 宮 町 議 長
産 業 部 会 (11名)	◎中 川 庄 原 市 長 ○小 坂 豊 松 村 長 ○藤 原 布 野 村 長 木 山 県 会 議 員 枅 行 県 会 議 員 熊 原 県 会 議 員	三 雲 美 土 里 町 長 重 森 豊 栄 町 長 奥 田 高 野 町 長 泉 豊 平 町 議 長 田 辺 上 下 町 議 長
建 設 部 会 (11名)	◎井 上 千 代 田 町 長 ○黒 長 庄 原 市 議 長 ○稻 住 甲 山 町 議 長 岩 崎 県 会 議 員 平 岡 県 会 議 員 井 上 甲 田 町 長	小 野 三 和 町 長 (神 石) 田 原 大 和 町 議 長 山 中 総 領 町 議 長 岡 本 三 良 坂 町 議 長 藤 山 口 和 町 議 長
備 考	◎＝部会長 ○＝副部会長	

広島県内陸部振興対策協議会会則（現行）

第 1 条 本会は、広島県内陸部振興対策協議会と称する。

第 2 条 本会は、次に掲げるもので組織する。

広島県内陸部市町村長

広島県内陸部市町村議会議長

広島県内陸部選出の県議会議員

第 3 条 本会は、広島県内陸部市町村相互の緊密なる連絡を図り、民生、教育、産業、交通、文化等について諸施策の改善向上を期し、内陸部の繁栄と発展を促進することを目的とする。

第 4 条 本会の事務所は会長の属する市町村役場内とし、別に事務局長をおくことができる。

第 5 条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|----------|-----|
| 1. 会 長 | 1 名 |
| 2. 副 会 長 | 3 名 |
| 3. 幹 事 長 | 1 名 |
| 4. 幹 事 | 若干名 |
| 5. 監 事 | 3 名 |

第 6 条 役員の任期は 2 カ年とし、再選を妨げない。

2. 補欠のため就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

第 7 条 本会役員は通常総会において選任し名誉職とする。

第 8 条 会長は本会を代表し会務を統轄する。

第 9 条 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。

第 10 条 本会は毎年 1 回通常総会を開催し、必要に応じ臨時総会ならびに幹事

会を開く。

第 11 条 本会の運営を円滑にするため、次の専門部会を設け、部会員は幹事をもって構成する。

総務部会 産業部会 建設部会

2. 部会活動に必要と認める場合は、参与として地域に関連をもつ産業・経済団体等の代表者に参加を求めることができる。

参与は会長がこれを委嘱する。

第 12 条 本会の経費は補助金、特別会費および市町村の負担とする。

2. 市町村の負担額は均等割 10,000 円に人口数に 1 円を乗じた額を 500 円単位に切り上げて出た額を加えた金額とする。

第 13 条 会費は毎年通常総会に納付することとする。

第 14 条 毎年通常総会で会長は会務を報告する。

第 15 条 会則の変更は総会の同意を得なければならない。

附 則 この会則は、昭和 42 年 6 月 14 日から施行する。

附 則 この会則は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この会則は、昭和 48 年 6 月 13 日から施行する。

附 則 この会則は、昭和 50 年 6 月 24 日から施行する。

昭和51年度広島県内陸部振興対策協議会会費一覧表

(註 人口は昭和50年国調による)

市 町 村 名	人 口	平 等 割	人 口 割	合 計
	人	円	円	円
三 次 市	37, 195	10, 000	37, 195	47, 500
庄 原 市	23, 867	10, 000	23, 867	34, 000
加 計 町	6, 808	10, 000	6, 808	17, 000
筒 賀 村	1, 810	10, 000	1, 810	12, 000
戸 河 内 町	4, 374	10, 000	4, 374	14, 500
芸 北 町	4, 154	10, 000	4, 154	14, 500
大 朝 町	4, 537	10, 000	4, 537	15, 000
千 代 田 町	10, 006	10, 000	10, 006	20, 500
豊 平 町	5, 530	10, 000	5, 530	16, 000
吉 田 町	10, 893	10, 000	10, 893	21, 000
八 千 代 町	4, 033	10, 000	4, 033	14, 500
美 土 里 町	4, 196	10, 000	4, 196	14, 500
高 宮 町	5, 606	10, 000	5, 606	16, 000
甲 田 町	6, 534	10, 000	6, 534	17, 000
福 富 町	3, 269	10, 000	3, 269	13, 500
豊 栄 町	5, 722	10, 000	5, 722	16, 000
大 和 町	8, 169	10, 000	8, 169	18, 500
河 内 町	7, 941	10, 000	7, 941	18, 000
甲 山 町	8, 133	10, 000	8, 133	18, 500
世 羅 町	9, 656	10, 000	9, 656	20, 000
世 羅 西 町	5, 275	10, 000	5, 275	15, 500

市 町 村 名	人 口	平 等 割	人 口 割	合 計
	人	円	円	円
油 木 町	4, 7 2 9	10, 0 0 0	4, 7 2 9	15, 0 0 0
神 石 町	4, 1 6 0	10, 0 0 0	4, 1 6 0	14, 5 0 0
豊 松 村	2, 6 4 6	10, 0 0 0	2, 6 4 6	13, 0 0 0
三 和 町	5, 5 7 9	10, 0 0 0	5, 5 7 9	16, 0 0 0
上 下 町	7, 4 0 8	10, 0 0 0	7, 4 0 8	17, 5 0 0
総 領 町	2, 6 7 7	10, 0 0 0	2, 6 7 7	13, 0 0 0
甲 奴 町	4, 0 2 5	10, 0 0 0	4, 0 2 5	14, 5 0 0
君 田 村	2, 2 1 3	10, 0 0 0	2, 2 1 3	12, 5 0 0
布 野 村	2, 3 5 4	10, 0 0 0	2, 3 5 4	12, 5 0 0
作 木 村	2, 8 8 6	10, 0 0 0	2, 8 8 6	13, 0 0 0
吉 舎 町	6, 5 3 6	10, 0 0 0	6, 5 3 6	17, 0 0 0
三 良 坂 町	4, 3 1 3	10, 0 0 0	4, 3 1 3	14, 5 0 0
三 和 町	4, 6 6 9	10, 0 0 0	4, 6 6 9	15, 0 0 0
西 城 町	6, 7 9 0	10, 0 0 0	6, 7 9 0	17, 0 0 0
東 城 町	13, 7 9 5	10, 0 0 0	13, 7 9 5	24, 0 0 0
口 和 町	3, 3 9 8	10, 0 0 0	3, 3 9 8	13, 5 0 0
高 野 町	3, 1 7 2	10, 0 0 0	3, 1 7 2	13, 5 0 0
比 和 町	2, 6 3 6	10, 0 0 0	2, 6 3 6	13, 0 0 0
合 計	261, 694	390, 000	261, 694	663, 000

算出基礎（会則第12条2項）

平等割10,000円と人口数に1円を乗じて得た額を500円単位に切り上げて得た額を加えた額とする。